

【2019年度版】

大阪駅前地下道媒体

“東広場ビッグコラム”

のご案内

2019. 3.12

 (株) 阪神コンテンツリンク



【大阪駅前地下道媒体】東広場ビッグコラム

※工事等の影響により、掲出位置の変更又は掲出本数が減となる場合がございます。あらかじめご了承ください。



媒体名称	大阪駅前地下道 東広場ビッグコラム
掲出場所	大阪駅前地下道 東広場
広告料金 (税別)	¥5,000,000- /1週間 (※1回分製作・取付撤去費込み) ¥7,500,000- /2週間 (※1回分製作・取付撤去費込み)
仕様・サイズ	(柱巻き) ①H2,210mm×W3,765mm×15本 ②H2,230mm×W3,140mm×1本 ③H1,780mm×W3,760mm×1本 ④H1,780mm×W3,135mm×2本 (電照看板) H450mm×W1,380mm×4面×14枠 (56面) No6、No17、No41、No42、No43の柱には電照看板は掲出されません。 柱巻きはインクジェット出力にポリマウント加工を施したものを巻きます。 柱巻きのサイズはデザインの有効サイズです。 各柱の詳細 (サイズ) については別紙をご参照下さい。
ワイドオプション料金 (税別)	¥2,000,000- /1週間 (※1回分製作・取付撤去費込み) ¥2,500,000- /2週間 (※1回分製作・取付撤去費込み)
ワイドオプション仕様・サイズ	上記に加え (柱巻き) ①H2,210mm×W3,765mm×3本 ②H2,230mm×W3,140mm×1本 ③H1,780mm×W3,760mm×6本 ④H1,780mm×W3,135mm×2本 (電照看板) H450mm×W1,380mm×4面×4枠 (16面) No1、No2、No29、No30、No31、No32、No36、No37の柱には電照看板は掲出されません。 製作仕様は通常プランと同様となります。
一部仕様変更	
掲出期間	1週間、2週間
スタート日	月曜スタート
申込方法	仮押さえ3営業日可 (1回のみ) ※当月、翌月は仮押さえ不可 ※2019年4月開始分は決定優先 ※2019年4月1日～2019年9月29日掲出分を受付
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・完全データをご支給下さい。 ・データ入稿は掲出日の4週間前までをお願いします。(色校正2回の場合) ・大阪市建設局によるクライアント審査、及び意匠審査がございます。 ■ワイドオプション使用時の注意点 <ul style="list-style-type: none"> ・ワイドオプションとして使用する柱の上部の電照看板には既存の看板クライアントが掲出されます。あらかじめご了承ください。 ・ワイドオプションとして使用する柱へ掲出中クライアントと競合する業種は掲出できません。

【大阪駅前地下道媒体】東広場ビッグコラム-ワイドオプションの一部仕様変更について

2019年4月分以降、ワイドオプションで使用する柱のうち、No.25～No.28の4本が、電照看板を使用できるようになり、柱巻部分も下から上まで使えるようになりました！



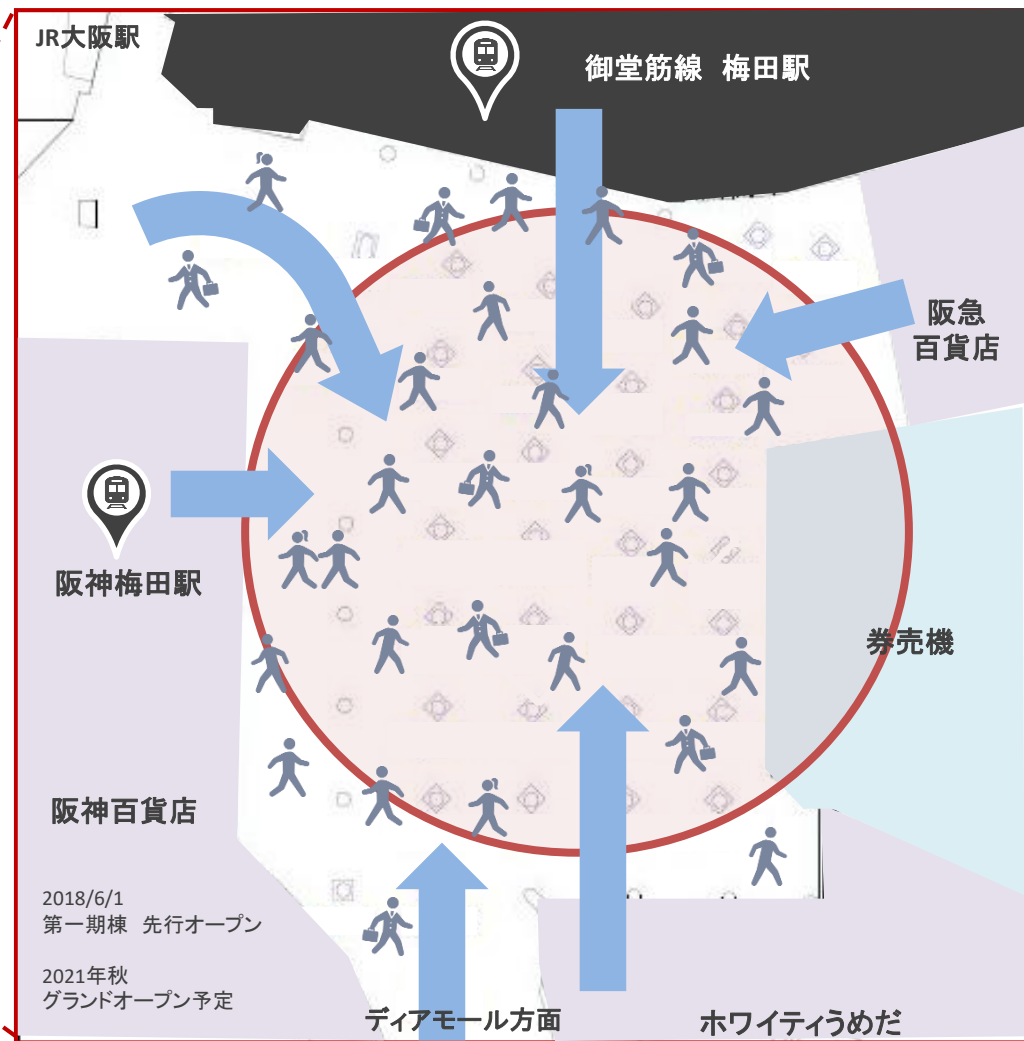
2019年3月撮影



【大阪駅前地下道媒体】東広場ビッグコラム 周辺情報

※工事等の影響により、掲出位置の変更又は掲出本数が減となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

駅や商業施設が集結する西日本最大のターミナル「大阪・梅田駅」。
その中心部にあるのが視認性抜群のメディアである**東広場ビッグコラム**です。



【大阪駅前地下道媒体】東広場ビッグコラム 掲出位置別 柱巻きサイズ

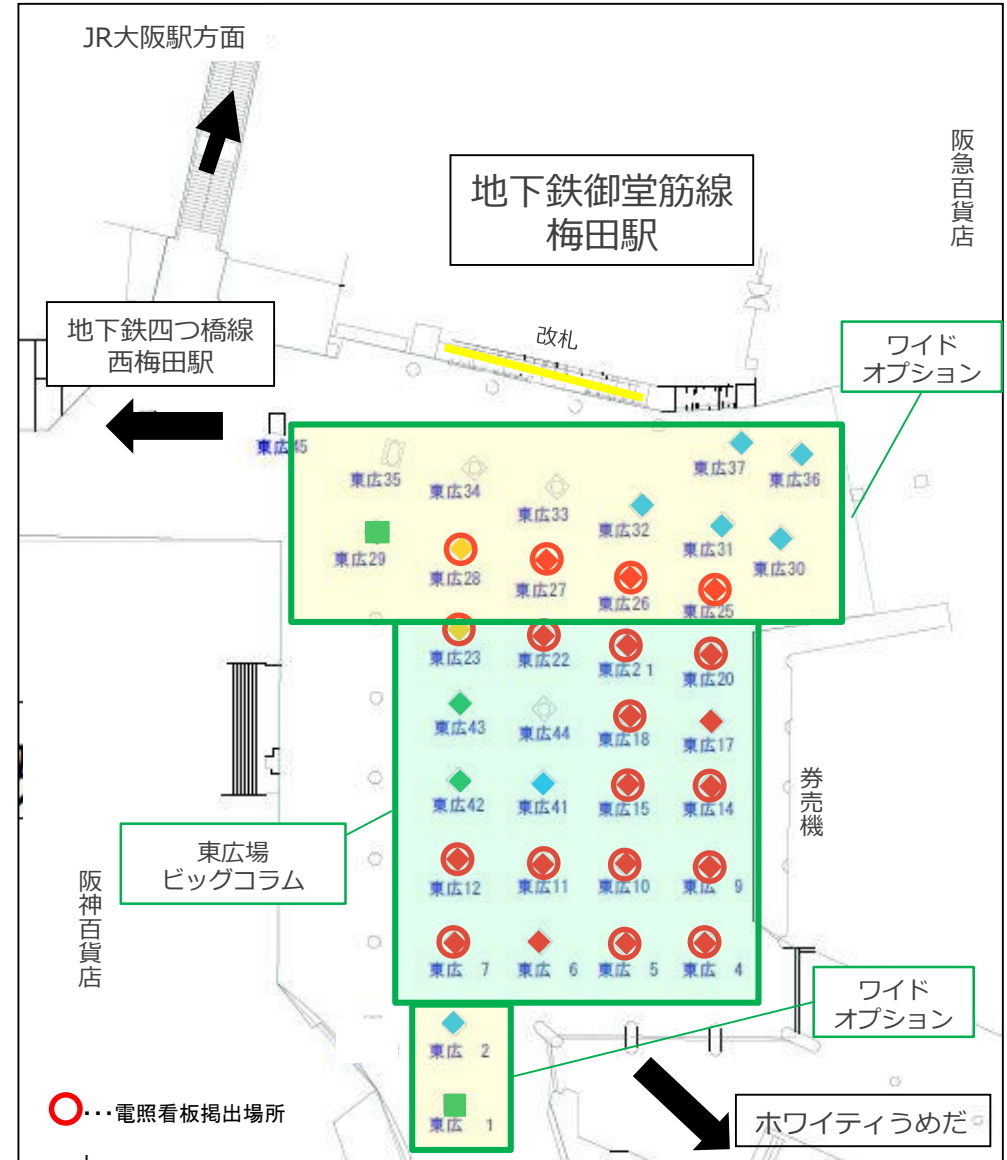
※工事等の影響により、掲出位置の変更又は掲出本数が減となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

ビッグコラム			(オプション)		
柱番号	デザイン有効サイズ	柱サイズ	柱番号	デザイン有効サイズ	柱サイズ
東広4	①◆	H2,210mm×W3,765mm	東広1	④◆	H1,780mm×W3,135mm
東広5	①◆	H2,210mm×W3,765mm	東広2	③◆	H1,780mm×W3,760mm
東広6	①◆	H2,210mm×W3,765mm	東広25	①◆	H2,210mm×W3,765mm
東広7	①◆	H2,210mm×W3,765mm	東広26	①◆	H2,210mm×W3,765mm
東広9	①◆	H2,210mm×W3,765mm	東広27	①◆	H2,210mm×W3,765mm
東広10	①◆	H2,210mm×W3,765mm	東広28	②◆	H2,230mm×W3,140mm
東広11	①◆	H2,210mm×W3,765mm	東広29	④◆	H1,780mm×W3,135mm
東広12	①◆	H2,210mm×W3,765mm	東広30	③◆	H1,780mm×W3,760mm
東広14	①◆	H2,210mm×W3,765mm	東広31	③◆	H1,780mm×W3,760mm
東広15	①◆	H2,210mm×W3,765mm	東広32	③◆	H1,780mm×W3,760mm
東広17	①◆	H2,210mm×W3,765mm	東広36	③◆	H1,780mm×W3,760mm
東広18	①◆	H2,210mm×W3,765mm	東広37	③◆	H1,780mm×W3,760mm
東広20	①◆	H2,210mm×W3,765mm			
東広21	①◆	H2,210mm×W3,765mm			
東広22	①◆	H2,210mm×W3,765mm			
東広23	②◆	H2,230mm×W3,140mm			
東広41	③◆	H1,780mm×W3,760mm			
東広42	④◆	H1,780mm×W3,135mm			
東広43	④◆	H1,780mm×W3,135mm			

■デザイン有効サイズ

- ◆① H2,210mm×W3,765mm
- ◆② H2,230mm×W3,140mm
- ◆③ H1,780mm×W3,760mm
- ◆④ H1,780mm×W3,135mm

※赤文字の東広25～28のサイズを変更しています。



No6、No17、No41、No42、No43の柱には電照看板は掲出されません。(設備無しのため)
 また、ワイドオプション対象枠の柱(計12本)は、No25、No26、No27、No28のみに電照看板の掲出があり、その他の柱は電照看板の掲出がございません。

■広告掲出に関して、以下の業種は掲出できません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- ・消費者金融
- ・商品先物取引に関するもの
- ・たばこ
- ・ギャンブルにかかるもの
- ・法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- ・民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ・特定商取引に関する法律に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く
- ・探偵事務所、興信所等の調査会社
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- ・いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- ・公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
- ・市税を滞納している事業者
- ・大阪市建設局が不適切と認めるもの